

全面的な国選付添人制度の実現を求める総会決議

兵庫県弁護士会は、観護措置決定により身体を拘束された少年全てについて、家庭裁判所が弁護士である付添人を国費で付することができるよう、国選付添人制度を大幅に拡大することを法務省及び立法府に対し強く求める。

【提案の理由】

1. 少年審判における弁護士付添人の役割

少年審判に付された少年は、少年法上すべからく、弁護士である付添人を選任する権利を有する。

弁護士付添人は、少年の立場から事件を調査・検討し、えん罪の可能性や身体拘束の必要性をチェックするのみならず、非行事実自体に争いのない事案であっても、要保護性に関連して、少年や保護者、その他関係者の意見・意向を正しく裁判所に伝え、また、少年をとりまく環境（家庭、学校、職場）を調整し、その立ち直りを支援する、さらに、少年に代わり被害者に連絡をとり謝罪や弁償活動をする、といった様々な役割を担うものである。

このように、弁護士付添人の役割は、送致された事件の軽重に関わらず、少年事件においては極めて重要というべきであり、弁護士付添人の存在が、少年審判の結果のみならず、その後の少年の更生に与える影響がきわめて大きいことは、付添人を経験した弁護士であれば多かれ少なかれ実感しているところであろう。

2. 弁護士付添人の選任率の低さ

このように、少年事件において重要な役割を担うべき弁護士付添人が実際に選任される割合は、刑事事件における弁護人に比して、きわめて低い。

刑事事件においては、いわゆる国選弁護人の制度により、公判請求された被告人に対しほぼ100パーセント近い割合で弁護人が選任される。これに対し、2007年11月に導入された国選付添人の制度は、対象事件が殺人、傷害致死、強盗などの重大事件に限定されており、しかも、非行事実認定のために検察官関与が認められた場合や裁判所が必要と判断した場合にだけ選任されることから、そ

の選任率は低く、2009年度においては全体の約6パーセントに過ぎない。

日本弁護士連合会（日弁連）は、全ての会員から徴収した特別会費や贖罪寄付を元にした基金を原資とする少年保護事件付添援助事業を運営し、弁護士の援助が必要な少年事件を対象として、付添人費用の援助をしている。このような付添人の援助事業の対象は2009年度で6900件を超え、援助総額は約7億円にもものぼるが、それでも、実際に弁護士付添人が付いたのは、少年審判を受ける少年全体の約11パーセント、少年鑑別所に収容された少年の約55パーセント程度に過ぎない。刑事事件の国選弁護人に比較すると、身体拘束された少年のうち、およそ半分程度の割合の少年しか、弁護士付添人による活動の恩恵を受けられない、というのが実情である。

3. 国選付添人制度拡充の必要性

少年鑑別所に収容された少年については、事案が重大であるとか、非行性が顕著であるなどの理由から、最終的には少年院送致や児童自立支援施設送致等の重い処分を科される可能性が高く、身体を拘束されていない少年に比較すれば、弁護士付添人を付する必要性は高いといえる。

わが国も1994年に批准した子どもの権利条約40条2項(b)は、「刑法を犯したと申し立てられた全ての児童は、…防御の準備及び申立において弁護人（又は）その他適当な援助を行う者をもつこと。」と規定し、同37条(d)も、「自由を奪われたすべての児童は、…弁護人（及び）その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有する」と規定しており、少なくとも身体拘束を受けた少年には、必ず弁護士と接触する権利が保障されなければならないものとしている。

しかしながら、多くの少年やその保護者には、弁護士付添人の費用を負担する資力がなく、仮に保護者に資力があっても、少年のために費用を支出することには消極的な場合がほとんどであって、国費により弁護士付添人を付する制度でなければ、少年が弁護士付添人の援助を受ける権利は、実質的に保障されたことにならない。よって、身体拘束された少年に対しその権利を実質的に保障するためには、国選付添人制度の拡大が必要不可欠である。

さらにいうと、現行の国選付添人の対象範囲がきわめて限定的なことから、被疑者である少年には国選弁護人が付されながら、家裁送致後は、上記の日弁連の付添援助事業を利用しない限り、付添人が選任されない、という矛盾した事態も生じている。

以上から、少なくとも観護措置決定により身体拘束を受けた少年に対しては、その全件について弁護士付添人が選任されるべきであり、その実現を求めるため、標記のとおり決議する次第である。

以上のとおり決議する。

2011年(平成23年)3月15日

兵庫県弁護士会